

令和5年度 運営指導等結果

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【北区】			
放課後等デイサービス きずな ((一社)きずな)	従業者の員数について 指定放課後等デイサービスの提供時間を通じて、児童指導員又は保育士を障害児の数(実利用者数)に応じた必要数確保されるよう配置すること。	令和5年9月14日	改善済
アットスマイリー北大路 ((株式会社)KMCライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月18日	—
スマイルゲート 北山 ((株式会社)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月9日	—
放課後等デイサービス ノーザンライツ ((株式会社)HanaMana)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月14日	—
放課後等デイサービス 白ひげの家 ((特非)友愛)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月19日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【上京区】			
このこのアート 京都 (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月20日	—
放課後等デイサービスSilky西陣 ((株式)和泉)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月19日	—
京都カナガク学習センター 河原町今出川校 ((株式)日本教育指導協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月14日	—
成助 ((株式)うさぎの杜)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月18日	—
Port円町 ((株式)Life-Cycle)	1個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2身体拘束等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じること。 (1) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること。 については、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について1日につき5単位を所定単位数から減算すること。	令和6年2月21日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【左京区】			
bridge ((同)mock up)	文書による指摘事項はありません。	令和5年6月20日	—
こどもサポート教室「きらり」修学院校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年6月22日	—
つるの家 ((福)平安養育院)	1 従業員の員数について 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供時間を通じて、児童指導員又は保育士を障害児の数(実利用者数)に応じて必要数確保されるよう配置すること。 2 基本報酬について 貴事業所が運営規程等に定める指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であるにもかかわらず、指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上の場合の区分で給付費を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年11月24日	1 改善済 2 改善済
Feel (plus f(株式会社))	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月19日	—
ジュニアスペース・らいぶ北白川 ((株式会社)スカイ)	個別支援計画の作成等について 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下、個別支援計画という。)を作成するとともに、これに基づき、当該通所支援を提供しなければならないとされているが、貴事業所において、個別支援計画の見直しが適切に行われていないまま指定通所支援を提供している事例を確認した。 児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年1月17日	改善済
フレーム ((株式会社)サンセッション)	障害児に医療的ケアを提供する場合について 社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する特定行為の実施に当たっては、登録特定行為事業者として京都府の登録を受けること。	令和6年1月23日	改善予定
アットすまいる二条岡崎 ((株式会社)KMCライフ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)は、指定基準により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年1月30日	改善済
ギアセカンド ((同)I&I)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月27日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【中京区】			
放課後等デイサービスJiria(じりあ) ((株式会社)IDEA kyoto)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月11日	—
パーチェ ((福)保健福祉の会)	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、指定基準により置くべき児童指導員若しくは保育士(以下、「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であることのいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、福祉専門職員配置等加算を算定していることが要件になっていることから、福祉専門職員配置等加算の要件を満たしていない月については、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分を(Ⅱ)に変更すること。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年7月26日	改善済
第二パーチェ ((福)保健福祉の会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月26日	—
アートチャイルドケアSEDスクール京都 西院 (アートチャイルドケア(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月5日	—
スマイルゲート西洞院 ((株式会社)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月23日	—
コペルプラス 西大路御池教室 ((株式会社)コペル)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月1日	—
ウッドワン・デイサービス ((株式会社)市木工務店)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月16日	—
7th Sense 烏丸御池 ((株式会社)キャニオン・マインド)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月16日	—
放課後等デイサービス キッズまごのて (セルフサポート(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月6日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【東山区】			
LITALICOジュニア三条教室 ((株式会社)LITALICOパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月8日	—
放課後デイあかり (あかり(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月20日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【山科区】			
放課後等デイサービスすてーじ ((福)京都身体障害者福祉センター)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月6日	—
運動と学習とふれあいの健やか倶楽部 ((株式会社)ハッピー・チケット)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月13日	—
スマイルゲート 山科 ((株式会社)スマイルゲートパートナーズ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月25日	—
フルール ((株式会社)クラウドナイン)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月21日	—
fun (plus f(株式会社))	欠席時対応加算(Ⅰ)について 障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に所定単位数を加算できるが、記録がないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和6年1月23日	改善済
放課後等デイサービス プチ・アンジュ ((株式会社)はるか)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月14日	—
放課後等デイサービス ライフステップみ ささぎ ((株式会社)ライフステップ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月15日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【下京区】			
パーチェ梅小路 ((福)保健福祉の会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月27日	—
夢来(むっく) ((株)レーヴ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月21日	—
夢来(むっく)2号店 ((株)レーヴ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、指定基準により置くべき児童指導員若しくは保育士(以下、「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であることのいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、福祉専門職員配置等加算を算定していることが要件になっていることから、福祉専門職員配置等加算の要件を満たしていない月については、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分を(Ⅱ)に変更すること。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年11月14日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【南区】			
童夢(どうむ) ((株)レーヴ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月1日	—
放課後等デイサービス まほうの木 ステ ラ ((株)TLP)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月26日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【右京区】			
HARULAND 京都 ((株)Billion)	勤務体制の確保等について 障害児に対する適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保するため、次の措置を講ずること。 (1) 指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業員の所属を明確にした上で、月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を記録すること。また、人員配置基準を満たすことの挙証資料として、貴事業所の利用者(貴事業所以外の事業所の従業員及び障害児含む)及び利用日時を記録するとともに、貴事業所以外の場所で指定放課後等デイサービスを提供する場合は、当該サービスを提供する場所、日時、当該サービスを提供する従業員及び当該サービスを受ける障害児を記録すること。 (2) 指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業員によって指定放課後等デイサービスを提供すること。	令和5年6月29日	1 改善済 2 改善済
ハッピーテラス西院教室 ((株)ラインシステム)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月4日	—
こもれび段町 ((一社)ステップアップ)	医療連携体制加算(Ⅳ)について 看護の提供においては、就学児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載すること。	令和5年7月18日	改善済
こどもサポート教室「きらり」西院校 ((株)クラ・ゼミ)	児童発達支援管理責任者について 児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は専任かつ常勤で配置することとされているが、貴事業所において、児童発達支援管理責任者が配置されていないことを確認したため、早急に専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置すること。	令和5年7月20日	改善済
わかな ((福)なづな学園)	1福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)は、指定基準により置くべき児童指導員若しくは保育士(以下、「児童指導員等」という。)として配置されている従業員のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること、又は児童指導員等として常勤で配置されている従業員のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であることのいずれかに該当するものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、福祉専門職員配置等加算を算定していることが要件になっていることから、福祉専門職員配置等加算の要件を満たしていない月については、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分を(Ⅱ)に変更すること。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2身体拘束廃止等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずること。 (1) 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施すること。 ついては、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、改善計画に基づき、事実が生じた月から3月後に改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について1日につき5単位を所定単位数から減算すること。	令和5年9月12日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
D-School京都西院校 ((特非)鳴滝アトリエ)	児童指導員等加配加算について 指定放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして京都市長に届け出た事業所について算定できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定している月があった。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年9月27日	改善済
放課後児童デイサービス ビーフレンズ 西京極校 ((株式会社)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月3日	—
放課後等デイサービスJilia(じりあ)ラボ ((株式会社)IDEA Kyoto)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月10日	—
放課後等デイサービス エール西院教室 ((株式会社)ディージーエム)	従業者の員数について 指定放課後等デイサービスの提供時間を通じて、児童指導員又は保育士を障害児の数(実利用者数)に応じた必要数配置すること。 また、指定放課後等デイサービス事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定より配置すべき員数を下回っている場合については、障害児通所給付費等を減額することとされているが、基準上必要とされる児童指導員又は保育士の員数を下回っている期間があったにもかかわらず減算されていない事例が確認された。 については、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年10月24日	改善済
重症児デイサービスKOKO (ディバイングレース(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月5日	—
放課後等デイサービス おにぎり ((株式会社)Y)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月6日	—
にじいろ山ノ内 (グローイング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月7日	—
放課後等デイサービス まほうの木アウラ ((株式会社)TLP)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月20日	—
花咲くみらい カプリス四条段町 ((株式会社)大樹)	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月12日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
Kiddy Tスクール ((株式)多聞)	個別支援計画の作成等について 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 なお、専門的支援加算については、個別支援計画を作成していない場合は算定することができないことから、個別支援計画未作成減算が適用される期間について、対象児に専門的支援加算を算定している場合は、当該加算を返還すること。	令和5年12月21日	改善済
にじいろ西京極 (グローイング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月25日	—
児童発達支援・放課後等デイサービス 蒼 ((株式)エスエス)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月1日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【西京区】			
放課後等デイサービス こだま ((株式会社)Jフリード)	文書による指摘事項はありません。	令和5年6月21日	—
とろんこアカデミーブリック (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年6月27日	—
ののほな教室 ((福)京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月1日	
スマイルかつら ((株式会社)スマイルスマイル)	個別支援計画の作成等について (1) 個別支援計画が作成されていないままサービス提供がなされていた事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、運営基準に基づき個別支援計画を作成し、個別支援計画に基づく支援を実施すること。 (2) 個別支援計画の見直しが適切に行われていないままサービス提供が行われている事例を確認した。児童発達支援管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うとともに、通所給付決定保護者及び障害児に対し、計画について説明し文書によりその同意を得ること。 については、個別支援計画未作成減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年8月2日	1 改善済 2 改善済
放課後等デイサービスこだま2nd ((株式会社)Jフリード)	文書による指摘事項はありません。	令和5年10月17日	—
放課後児童デイサービス ビーフレンズ 千代原口校 ((株式会社)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月8日	—
とろんこアカデミー (マコム・プランニング(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年12月12日	—
児童発達支援デイサービス ビーフレンズ キッズ 桂上野教室 ((株式会社)ビーライフ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年1月11日	—
こどもサポート教室「きらり」阪急桂駅前 校 ((株式会社)クラ・ゼミ)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月22日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【洛西支所】			
あくあ ((一社)暮らしランプ)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月11日	—
多機能型事業所 のこのこ ((特非)あいランド)	1放課後等デイサービス給付費の算定について 給付費の不適切な請求を以下のとおり確認したため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 (1)基本報酬について 指定放課後等デイサービスを行っていない日について基本報酬を算定している事例を確認した。 (2)福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)は、指定基準により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定している事例を確認した。 (3)送迎加算について 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等又は当該障害児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位を加算できるが、実際の送迎回数を上回る回数で当該加算を算定している事例を確認した。 2身体拘束廃止等の禁止について 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ついては、身体拘束廃止未実施減算に該当するため、速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告するとともに、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について1日につき5単位を所定単位数から減算すること。	令和5年10月11日	1 改善済 2 改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【伏見区】			
Reバース 下鳥羽 ((株式)一丸)	強度行動障害児支援加算について 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定放課後デイサービスを行った場合に算定できるが、当該証明書の交付を受けた者が配置されていないにもかかわらず加算を算定している事例を確認した。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年6月28日	改善済
JOJOLABO ((一社)みつより)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月4日	—
自閉症・情緒障害児等療育相談室 (のぞみ親子相談室) ((福)京都国際社会福祉協力会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月5日	—
第二にじっこひろば ((福)京都老人福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月12日	—
KID ACADEMY 伏見桃山校 ((株式)T-aim)	事業所内相談支援加算(Ⅰ)について 指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援事業所等従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算できるが、要件を満たさないにもかかわらず加算を算定していた。 については、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年9月7日	改善済
あさひkids倶楽部 城南宮 ((株式)グランディール)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月12日	—
ぐっどすまいる 桃山 ((特非)Smile Base)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月6日	—
からふるはうす 丸町 (OFFICE COLOFUL(株式))	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月22日	—
カラフルハウス (OFFICE COLOFUL(株式))	従業者の員数について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で配置することとされているが、貴事業所の児童発達支援管理責任者がみなし配置期間内に必要な研修を受講していないことを確認したため、早急に要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置すること。 については、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 なお、児童指導員等加配加算は、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間は算定できないことから、貴事業所の児童発達支援管理責任者が欠けていた期間に請求した児童指導員等加配加算についても、同様に返還すること。	令和5年11月30日	改善済

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【深草支所】			
ハーモニーきつず ((特非)ハーモニーきょうと)	1基本報酬について 指定放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児の医療的ケア区分に応じた数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できるが、配置看護職員数の1月間の延べ人数が必要看護職員合計数未満となった月について、基本報酬が適切に算定されていなかった事例を確認したため改めること。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 2福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)について 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)は、指定基準により置くべき児童指導員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして京都市長に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算することができるが、要件を満たさないにも関わらず加算を算定していた。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年7月6日	1 改善済 2 改善済
にじっこひろば ((福)京都老人福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月13日	—
JOJO EXPERIENCE ((一社)みつより)	文書による指摘事項はありません。	令和5年7月19日	—
京都市児童療育センター「なないろ」 ((福)京都老人福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和5年8月8日	—
放課後等デイサービス ウィズ・ユー藤森 ((株)モデラート)	文書による指摘事項はありません。	令和5年9月21日	—
COLOFUL HOUSE FUJINOMORI (OFFICE COLOFUL(株))	1従業員の員数について 児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤で配置することとされているが、貴事業所の児童発達支援管理責任者がみなし配置期間内に必要な研修を受講していないことを確認したため、早急に要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置すること。 ついては、人員欠如減算に該当するため、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 なお、児童指導員等加配加算は、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間は算定できないことから、貴事業所の児童発達支援管理責任者が欠けていた期間に請求した児童指導員等加配加算についても、同様に返還すること。 2定員の遵守について 1日の障害児の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うこととされているが、適切に減算されていない事例を確認した。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。 なお、利用定員を超えた受入ができるのは、適正なサービスが確保されることを前提として、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合に限るので、定員を遵守すること。	令和5年12月5日	1 改善予定 2 改善済
す悟ろく ((同)Officeさかい)	文書による指摘事項はありません。	令和6年2月7日	—

施設名(運営主体)	文書で改善を求める内容	指導等実施日	改善状況
【醍醐支所】			
あつとわと ((特非)明日堂)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月7日	—
放課後等デイサービス vive ((同)ACE)	文書による指摘事項はありません。	令和5年11月15日	—
児童発達支援 かばくんのいえ ((福)京都地の塩会)	関係機関連携加算(Ⅰ)について 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算できるが、他の障害児通所支援事業所等との連携について当該加算を算定している事例を確認した。 ついては、同様の事例がないか自主点検を行ったうえ、誤って請求した給付費を市町村に返還するとともに、利用者の自己負担分についても返還すること。	令和5年12月13日	改善済